

別紙：正誤表

海外旅行保険 重要事項説明書の訂正

海外旅行保険の重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）の記載の誤りにつきまして、以下の通り訂正してお詫び申し上げます。

1. 訂正箇所

対象箇所：契約概要 1. (2)②保険金をお支払いできない場合（2 ページ目）

誤りの内容：傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金、治療・救援費用保険金、疾病死亡保険金の「保険金をお支払いできない主な場合」①～⑨のうち「⑥脳疾患、心神喪失」については、「治療・救援費用保険金、疾病死亡保険金」の「保険金をお支払いできない主な場合」に該当しません。また、「⑧妊娠、出産、早産、流産または外科的手術等の医療措置」の「外科的医療手術等の医療措置」については、「疾病死亡保険金」の「保険金をお支払いできない主な場合」に該当しません。

正

保険金の種類	保険金をお支払いできない主な場合
傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金、治療・救援費用保険金、疾病死亡保険金	<p>たとえば、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失</li> <li>② 自殺行為、犯罪行為または闘争行為</li> <li>③ 戦争、その他の変乱(注)</li> <li>④ 放射線照射、放射能汚染</li> <li>⑤ 無資格運転中・酒気帯び運転中(酒酔い運転を含みます)・麻薬等使用中の運転</li> <li>⑥ 脳疾患、心神喪失※1</li> <li>⑦ 医学的他覚所見のないむちうち症、腰痛</li> <li>⑧ 妊娠、出産、早産、流産または外科的手術等の医療処置※2</li> <li>⑨ 旅行開始前、旅行終了後に発生したケガ、旅行開始前に発病した病気による治療費用等</li> </ul> <p>(注) 戦争危険等免責に関する一部修正特約が付帯されているため、テロ行為はお支払いの対象となります。</p> <p>※1 治療・救援費用保険金、疾病死亡保険金を除きます。                  ※2 疾病死亡保険金の場合、「外科的手術等の医療措置」については保険金をお支払いできない主な場合に該当しません。</p>

誤

保険金の種類	保険金をお支払いできない主な場合
傷害死亡保険金、傷害後遺障害保険金、治療・救援費用保険金、疾病死亡保険金	<p>たとえば、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 保険契約者、被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失</li> <li>② 自殺行為、犯罪行為または闘争行為</li> <li>③ 戦争、その他の変乱(注)</li> <li>④ 放射線照射、放射能汚染</li> <li>⑤ 無資格運転中・酒気帯び運転中(酒酔い運転を含みます)・麻薬等使用中の運転</li> <li>⑥ 脳疾患、心神喪失</li> <li>⑦ 医学的他覚所見のないむちうち症、腰痛</li> <li>⑧ 妊娠、出産、早産、流産または外科的手術等の医療処置</li> <li>⑨ 旅行開始前、旅行終了後に発生したケガ、旅行開始前に発病した病気による治療費用等</li> </ul> <p>(注) 戦争危険等免責に関する一部修正特約が付帯されているため、テロ行為はお支払いの対象となります。</p>

2. 訂正箇所

対象箇所：契約概要 1. (2)②保険金をお支払いできない場合（3 ページ目）

誤りの内容：賠償責任保険金の「保険金をお支払いできない主な場合」において、「前記③、④、⑥に加え」と記載していますが、「⑥脳疾患、心神喪失」の「脳疾患」については、「保険金をお支払いできない主な場合」に該当しません。

正

賠償責任保険金	賠償責任保険金
	<p>前記③、④に加え</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保険契約者、被保険者の故意</li> <li>○ 職務遂行に直接起因する賠償責任</li> <li>○ 航空機、船舶(*5)、車両(*6)、銃器(*7)の所有・使用・管理に起因する賠償責任</li> <li>(*5) ヨットおよび水上オートバイはお支払いの対象となります。</li> <li>(*6) 「車両」にはレンタカーを含みます。なお、自転車、ゴルフ場の乗用カート、レジャー目的で使用中的のスノーモービルはお支払いの対象となります。</li> <li>(*7) 空気銃はお支払いの対象となります。</li> <li>○ 被保険者が所有、使用または管理している他人の財物に生じた損害に対する損害賠償責任(友人から借りたカメラを破損した場合、または盗難にあった場合など。ただしレンタル業者から直接賃借した旅行用品等はお支払いの対象となります。)</li> <li>○ 同居および一緒に旅行中の親族に対する賠償責任</li> <li>○ 心神喪失 など</li> </ul>

誤

賠償責任保険金	賠償責任保険金
	<p>前記③、④、⑥に加え</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保険契約者、被保険者の故意</li> <li>○ 職務遂行に直接起因する賠償責任</li> <li>○ 航空機、船舶(*5)、車両(*6)、銃器(*7)の所有・使用・管理に起因する賠償責任</li> <li>(*5) ヨットおよび水上オートバイはお支払いの対象となります。</li> <li>(*6) 「車両」にはレンタカーを含みます。なお、自転車、ゴルフ場の乗用カート、レジャー目的で使用中的のスノーモービルはお支払いの対象となります。</li> <li>(*7) 空気銃はお支払いの対象となります。</li> <li>○ 被保険者が所有、使用または管理している他人の財物に生じた損害に対する損害賠償責任(友人から借りたカメラを破損した場合、または盗難にあった場合など。ただしレンタル業者から直接賃借した旅行用品等はお支払いの対象となります。)</li> <li>○ 同居および一緒に旅行中の親族に対する賠償責任 など</li> </ul>

3. 訂正箇所

対象箇所：契約概要 1. (3)②その他の主な特約（4 ページ目）

誤りの内容：旅行変更費用保険金の「お支払いできない主な場合」のうち「○渡航先（渡航予定先を含みます。）以外で発生した戦争、その他の変乱（注）」については、注釈の「（注）戦争危険等免責に関する一部修正特約が付帯されているため、テロ行為はお支払いの対象となります。」により、「渡航先以外で発生したテロ行為はお支払いの対象になる」と解釈してしまいましたが、これは誤りのため注釈を削除しました。

正：注釈（下記赤枠部分）を削除しました。

保険金の種類	保険金のお支払い方法	お支払いできない主な場合
旅行変更費用保険金 (*4)	<p><b>お支払いする場合</b></p> <p>次のような事由により出国を中止した場合または海外旅行を途中でとりやめて帰国された場合に、保険契約者、被保険者、およびその法定相続人が負担した取消料や違約料等の費用</p> <p>①被保険者もしくは同行予約者、配偶者、3親等以内の親族が死亡されるか危篤となった場合</p> <p>②被保険者・同行予約者は出国前には3日以上、配偶者または2親等以内の親族は、出国前後にかかわらず14日以上継続して入院された場合</p> <p>③火災・風災・水災等により住居または家財に100万円以上の損害が生じた場合、もしくは証人または評価人として裁判所へ出頭する場合</p> <p>④日本国政府の避難勧告等が発令された場合</p> <p>⑤災害対策基本法に基づく避難指示等が発令された場合</p> <p>⑥渡航予定先または渡航先において地震・戦争・テロ等が発生した場合</p> <p><b>お支払い金額</b></p> <p>保険金額を限度にお支払いします。</p>	<p>前記②、④、⑦に加え、たとえば次のような原因により負担した費用</p> <p>○妊娠、出産、早産、流産による入院</p> <p>○歯科疾病</p> <p>○渡航先（渡航予定先を含みます。）以外で発生した戦争、その他の変乱</p> <p>○保険料領収前または契約日以前に、保険金支払事由もしくは原因が生じていた場合</p> <p>○保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意もしくは重大な過失または法令違反</p> <p>○日本国内における地震、噴火またはこれらによる津波 など</p>

誤

保険金の種類	保険金のお支払い方法	お支払いできない主な場合
旅行変更費用保険金 (*4)	<p><b>お支払いする場合</b></p> <p>次のような事由により出国を中止した場合または海外旅行を途中でとりやめて帰国された場合に、保険契約者、被保険者、およびその法定相続人が負担した取消料や違約料等の費用</p> <p>①被保険者もしくは同行予約者、配偶者、3親等以内の親族が死亡されるか危篤となった場合</p> <p>②被保険者・同行予約者は出国前には3日以上、配偶者または2親等以内の親族は、出国前後にかかわらず14日以上継続して入院された場合</p> <p>③火災・風災・水災等により住居または家財に100万円以上の損害が生じた場合、もしくは証人または評価人として裁判所へ出頭する場合</p> <p>④日本国政府の避難勧告等が発令された場合</p> <p>⑤災害対策基本法に基づく避難指示等が発令された場合</p> <p>⑥渡航予定先または渡航先において地震・戦争・テロ等が発生した場合</p> <p><b>お支払い金額</b></p> <p>保険金額を限度にお支払いします。</p>	<p>前記②、④、⑦に加え、たとえば次のような原因により負担した費用</p> <p>○妊娠、出産、早産、流産による入院</p> <p>○歯科疾病</p> <p>○渡航先（渡航予定先を含みます。）以外で発生した戦争、その他の変乱(注)</p> <p>○保険料領収前または契約日以前に、保険金支払事由もしくは原因が生じていた場合</p> <p>○保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意もしくは重大な過失または法令違反</p> <p>○日本国内における地震、噴火またはこれらによる津波 など</p> <p>(注)戦争危険等免責に関する一部修正特約が付帯されているため、テロ行為はお支払いの対象となります。</p>